

大阪市における事業所の地域的特徴について

1 規模別の事業所数（派遣・下請従業員のみの事業所を除く）

		事業所が多い区		事業所が少ない区	
		区(事業所数)	主な産業	区(事業所数)	主な産業
事業所規模	事業所総数	1 中央区 (30,969事業所) 2 北区 (27,076事業所) 3 淀川区 (12,151事業所)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・飲食店・宿泊業	22 鶴見区 (4,488事業所) 23 大正区 (3,860事業所) 24 此花区 (3,112事業所)	・卸売業・小売業 ・製造業 ・飲食店・宿泊業
	大規模	1 中央区 (717事業所) 2 北区 (617事業所) 3 西区 (225事業所)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・情報・通信業	22 住吉区 (40事業所) 23 旭 区 (33事業所) 24 大正区 (32事業所)	・卸売業・小売業 ・製造業 ・医療・福祉
	中規模	1 中央区 (12,613事業所) 2 北区 (10,868事業所) 3 西区 (4,330事業所)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・飲食店・宿泊業	22 旭 区 (928事業所) 23 大正区 (813事業所) 24 此花区 (758事業所)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・医療・福祉
	小規模	1 中央区 (17,639事業所) 2 北区 (15,591事業所) 3 生野区 (9,431事業所)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・飲食店・宿泊業	22 鶴見区 (3,441事業所) 23 大正区 (3,015事業所) 24 此花区 (2,309事業所)	・卸売業・小売業 ・製造業 ・飲食店・宿泊業

※ 事業所規模は、「中小企業基本法」第2条の規定による「従業員数」を基本に分類した。

2 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合

		占める割合が高い区		占める割合が低い区	
		区(占率)	主な産業	区(占率)	主な産業
事業所規模	大規模	1 中央区 (2.32%) 2 北区 (2.28%) 3 西区 (2.02%)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・情報・通信業	22 東住吉区 (0.62%) 23 西成区 (0.62%) 24 生野区 (0.48%)	・卸売業・小売業 ・医療・福祉 ・製造業
	中規模	1 中央区 (40.73%) 2 北区 (40.14%) 3 西区 (38.80%)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・飲食店・宿泊業	22 東成区 (18.75%) 23 西成区 (18.08%) 24 生野区 (14.33%)	・卸売業・小売業 ・医療・福祉 ・飲食店・宿泊業
	小規模	1 生野区 (85.19%) 2 西成区 (81.30%) 3 東成区 (80.59%)	・製造業 ・卸売業・小売業 ・飲食店・宿泊業	22 西区 (59.18%) 23 北区 (57.58%) 24 中央区 (56.96%)	・卸売業・小売業 ・その他サービス業 ・飲食店・宿泊業

※ 占率の算出方法

(例) 中央区における
大規模事業所の割合

$$\begin{aligned} & 717 \text{事業所} (\text{中央区の大規模数}) \div \\ & 30,969 \text{事業所} (\text{中央区の総事業所数}) \\ & = 2.32\% \end{aligned}$$

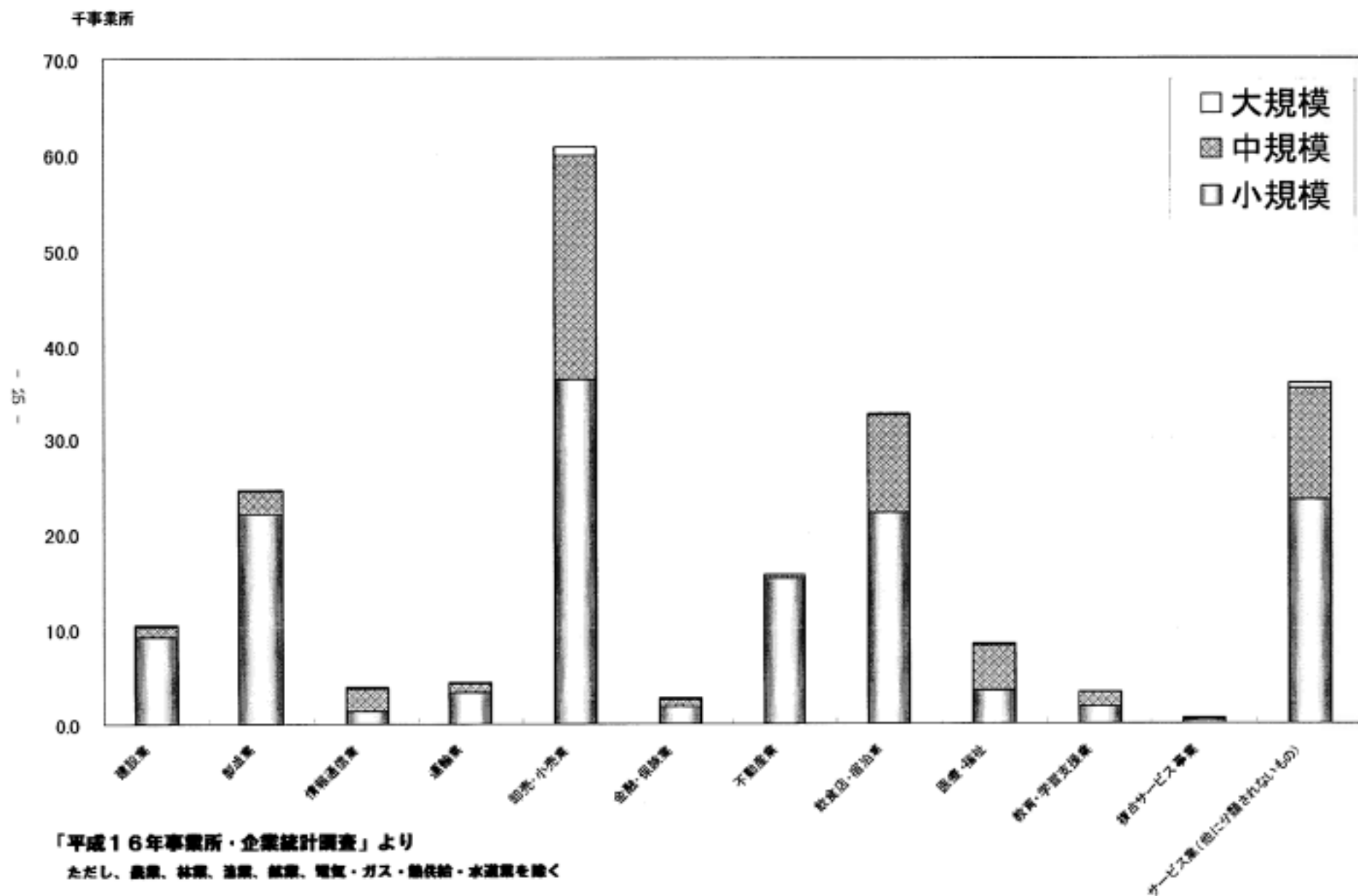
3 産業分類別の事業所数（10,000事業所以上の産業）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
建設業	大規模	1 北（43） 2 中央（34） 3 西（30）	なし：東淀川、生野、旭、鶴見、住之江、東住吉
	中規模	1 北（169） 2 中央（116） 3 西（93）	22 天王寺（17） 23 阿倍野（14） 24 生野（13）
	小規模	1 北（756） 2 淀川（644） 3 中央（606）	22 天王寺（247） 23 東成（224） 24 福島（203）
	総体	1 北（968） 2 中央（759） 3 淀川（747）	22 天王寺（270） 23 東成（245） 24 福島（229）
製造業	大規模	1 中央（49） 2 北（42） 3 淀川（31）	22 都島（2） 23 住吉（1） 24 天王寺（0）
	中規模	1 平野（215） 2 淀川（177） 3 中央・西淀川（170）	22 浪速（35） 23 阿倍野（30） 24 住吉（22）
	小規模	1 生野（3096） 2 平野（2243） 3 東成（1594）	22 阿倍野（370） 23 住吉（328） 24 此花（255）
	総体	1 生野（3254） 2 平野（2473） 3 東成（1735）	22 阿倍野（404） 23 住吉（351） 24 此花（316）
卸売業・ 小売業	大規模	1 中央（226） 2 北（127） 3 西（55）	22 港（8） 23 大正（7） 24 此花（6）
	中規模	1 中央（5220） 2 北（3154） 3 西（2116）	22 旭（375） 23 大正（323） 24 此花（256）
	小規模	1 中央（5157） 2 北（3154） 3 生野（2403）	22 西淀川（765） 23 鶴見（696） 24 此花（536）
	総体	1 中央（10621） 2 北（6426） 3 西（4040）	22 大正（1147） 23 鶴見（1093） 24 此花（798）

次項へつづく

		事業所が多い区 (事業所数)	事業所が少ない区 (事業所数)
不動産業	大規模	1 中央(25) 2 北 (14) 3 淀川(7)	なし : 都島、此花、港、大正、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、鶴見、住之江、住吉、東住吉、平野
	中規模	1 中央(116) 2 北 (81) 3 西 (28)	なし : 此花、旭、鶴見
	小規模	1 中央(1842) 2 北 (1759) 3 淀川(981)	22 此花(301) 23 港 (299) 24 大正(217)
	総体	1 中央(1983) 2 北 (1854) 3 淀川(995)	22 港・西淀川(303) 23 此花 (301) 24 大正(219)
飲食店・ 宿泊業	大規模	1 北 (75) 2 中央(63) 3 淀川(20)	21 東成・旭(1) 23 大正・西淀川(0)
	中規模	1 北 (2876) 2 中央(2316) 3 淀川 (549)	22 鶴見 (110) 23 大正 (106) 24 西淀川(67)
	小規模	1 北 (3330) 2 中央(2973) 3 西成(1347)	22 西淀川(423) 23 此花 (414) 24 鶴見 (359)
	総体	1 北 (6281) 2 中央(5352) 3 淀川(1877)	22 此花 (538) 23 西淀川(490) 24 鶴見 (472)
サービス 業(他に分類 されないもの)	大規模	1 北 (175) 2 中央(165) 3 西 (58)	22 西淀川・住吉(2) 24 東住吉 (0)
	中規模	1 中央(2970) 2 北 (2828) 3 西 (960)	22 鶴見 (157) 23 此花 (128) 24 大正 (121)
	小規模	1 中央(4036) 2 北 (3975) 3 西 (1284)	22 西淀川(438) 23 大正 (417) 24 此花 (298)
	総体	1 中央(7171) 2 北 (6978) 3 西 (2302)	22 鶴見 (614) 23 大正 (541) 24 此花 (435)

産業分類別・事業所規模別の事業所数



事業系ごみ指定袋制度について

○ 広島市

実施時期 平成 17 年 10 月

目的

排出事業者処理責任を再認識することによるごみの減量・リサイクルの推進

制度の概要

- ・ 排出事業者は、「事業ごみ指定袋取扱店」で「事業ごみ指定袋」を購入し、収集運搬業者に運搬を依頼するか、自ら運搬し、市の清掃工場（焼却施設）や埋立地でごみを処分する。
- ・ この指定袋の価格が、市の焼却施設や埋立地でごみを処分する際に必要な処分手数料になっている。

指定袋の種類と金額

種 類	容 量	サイズ (mm)	価格 (消費税込)
可燃ごみ	10 リットル	縦 480×横 340×厚 0.03	460 円 (20 枚入)
	30 リットル	縦 700×横 500×厚 0.03	690 円 (10 枚入)
	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	1,040 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	1,610 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.08	2,080 円 (10 枚入)
不燃ごみ	45 リットル	縦 800×横 650×厚 0.03	630 円 (10 枚入)
	70 リットル	縦 900×横 800×厚 0.04	980 円 (10 枚入)
	90 リットル	縦 1000×横 900×厚 0.05	1,260 円 (10 枚入)

○ 神戸市

実施時期 平成 19 年 4 月

目的

- ・ 排出区分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）に応じた指定袋により排出してもらう制度の導入により、より一層の 4 分別排出の定着を図る。
- ・ 各区分ごとのごみ袋の個数により排出されたごみの量を把握することが容易となり、その結果、ごみ処理費用が明確になる。
- ・ ごみ処理費用を身近に感じてもらうことにより、古紙等の再生利用への関心を深めてもらい、その実践により減量・資源化につなげる。

制度の概要

- ・ 排山事業者は、4 排山区分ごとに指定した「指定袋」に入れて排出する。
- ・ 「指定袋」の価格には市の焼却施設や埋立施設で処分する際の搬入手数料が含まれている。
- ・ 市の処理施設へのごみの搬入については、許可業者に委託する方法と自己搬入する方法がある。

指定袋の種類及び容量（大きさ）

- ・ 4 区分の種類別の指定袋を作製する。
- ・ 袋は区分ごとに色分けを行い、排出者に分別しやすいよう工夫をする。
- ・ 容量については、45ℓ袋を基本とし、各区分のごみの大きさなどを勘案し、30ℓ、70ℓ、90ℓ袋を導入している。

《参考》 搬入手数料

（単位：円／10 kg）

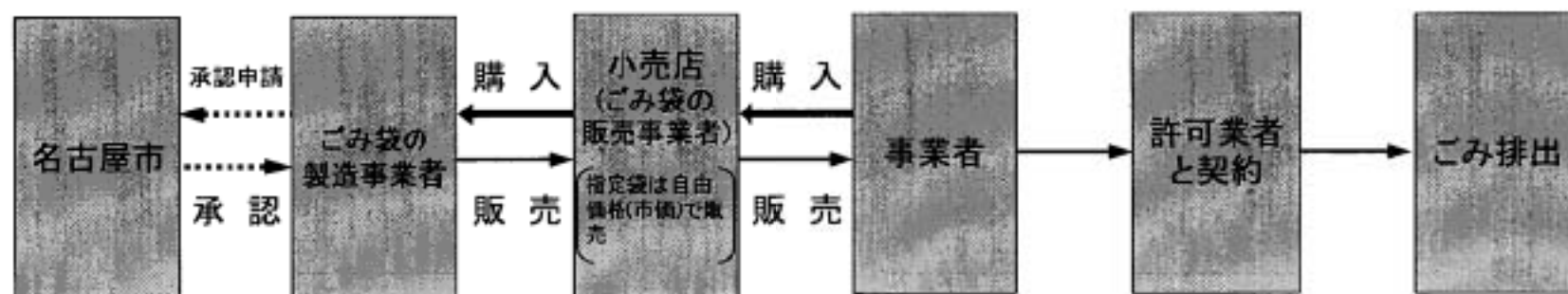
可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
80	100	140	40

名古屋市における事業系ごみ指定袋制度について

- 1. 目的**
- (1) 事業者のごみ排出マナーの向上を図る。
 - (2) ごみの分別排出の徹底により、ごみの減量・リサイクルを促進する。
 - (3) 作業事故の減少を図る。

- 2. 方法**
- 市が袋の大きさや材質の規格を定めて民間の事業者にも製造・販売を行ってもらい、事業者がこの指定袋を市場価格で購入し、ごみを排出してもらうものである。

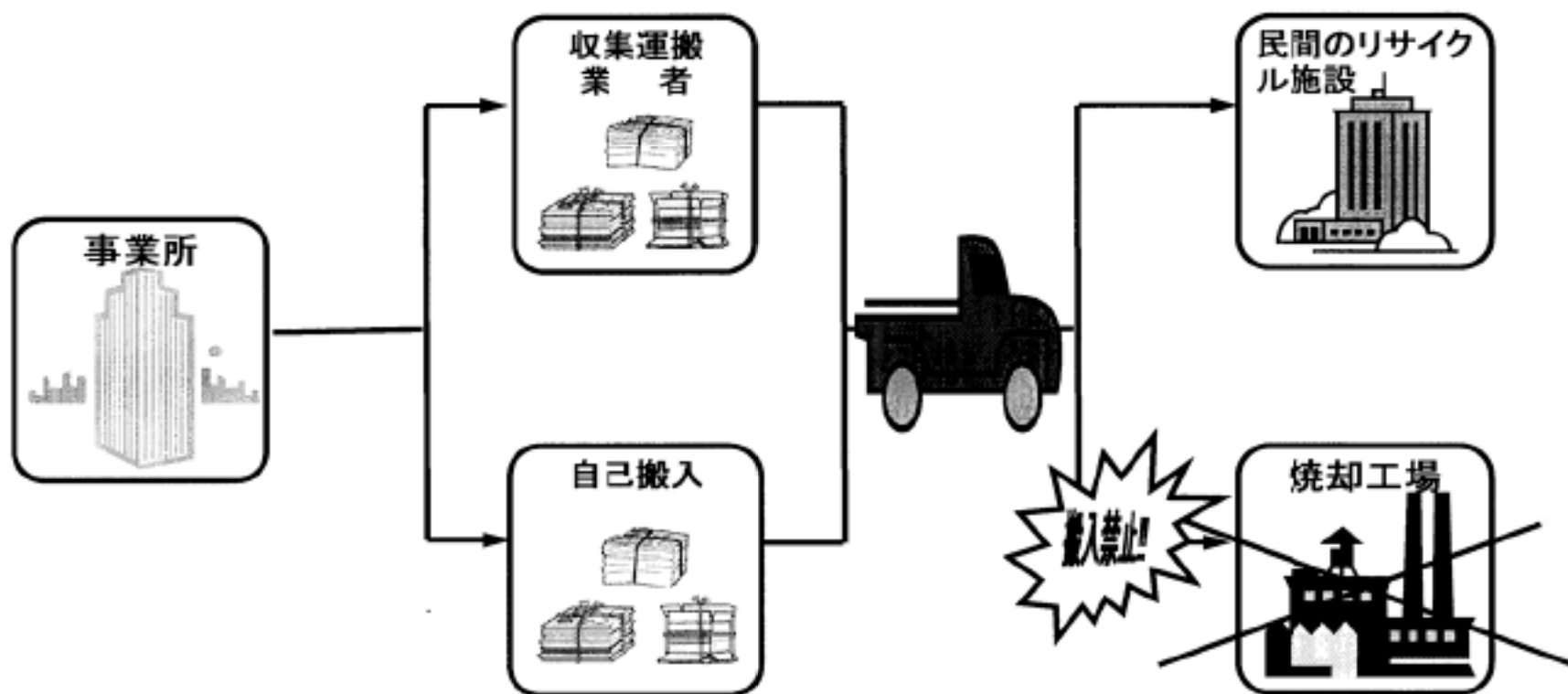
3. 流れ



紙ごみの資源化について(横浜市、名古屋市)

紙ごみ 横浜市 ……新聞、雑誌、OA用紙、段ボール、ミックスペーパー、機密文書など

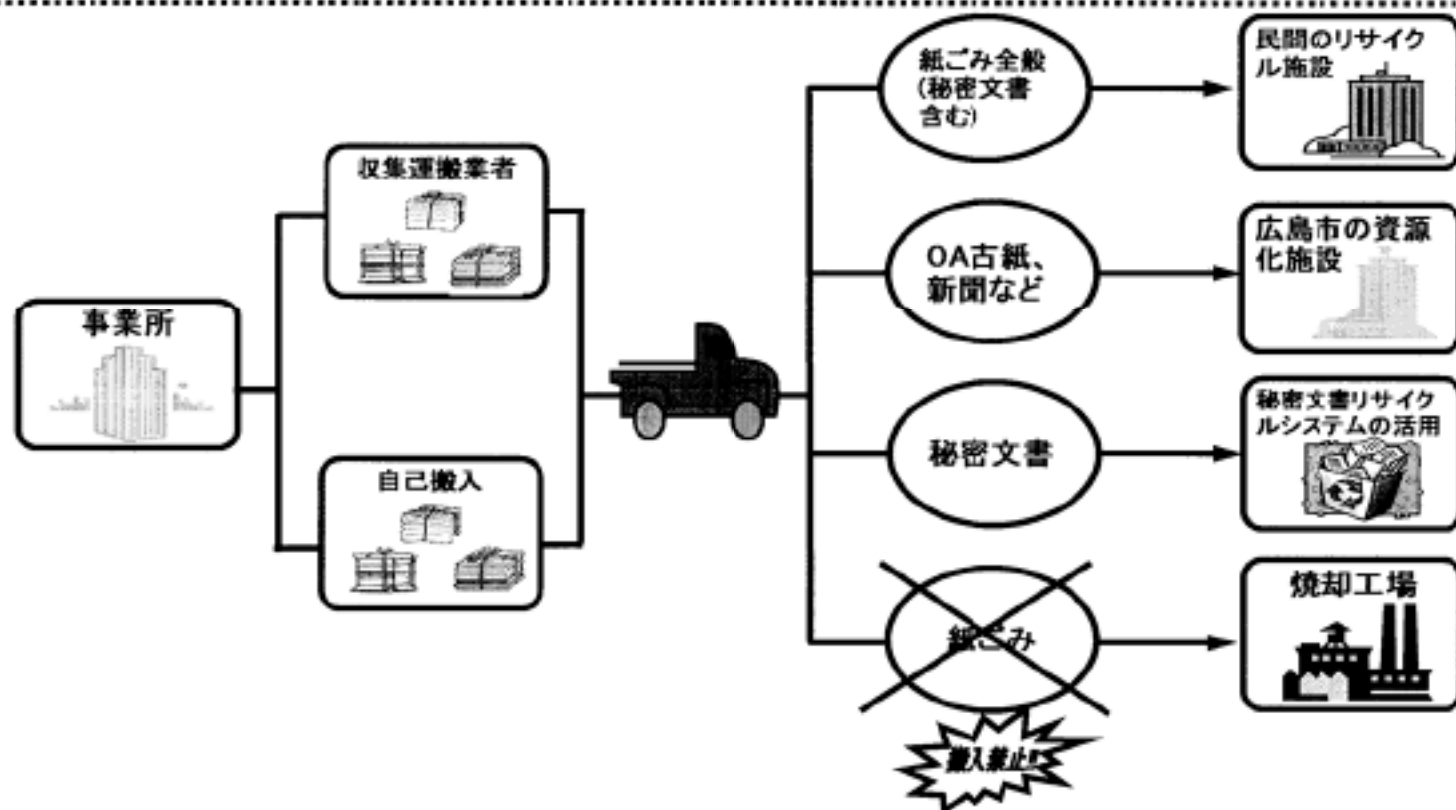
名古屋市 ……新聞、雑誌、OA用紙、雑古紙、機密文書など



紙ごみの資源化について(広島市)

○広島市の資源選別施設に搬入できる紙ごみ…OA古紙、新聞、雑誌、ダンボール、その他の古紙(名刺大以上のちらし、包装紙、リーフレットなど)

○広島市の資源選別施設に搬入できない紙ごみ…秘密文書、窓付き封筒、写真、シール、セロハンテープなど



広島市では、直営で資源化施設を運営しており、OA古紙や新聞などの受入れを行っている。

また、独自の「秘密文書リサイクルシステム」があり、秘密の保持を確保しながら、排出された秘密文書をオリジナルトイレットペーパーに再生することにより、事業者から排出される紙ごみの減量化・資源化を図っている。

※参考 広島市の資源化施設(西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター) 手数料69円/10kgまでごと(消費税含む)

大阪市廃棄物減量等推進審議会審議経過

会議名	開催年月日	審議内容
第32回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成18年9月22日	諮問
第33回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成18年11月24日	大阪市における事業系ごみ処理の現状及び他都市における事業系ごみ減量施策の状況について
第34回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年2月14日	大阪市における事業系ごみの現状と課題について
第35回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年4月19日	大阪市における大規模建築物における現状と課題について
第36回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年7月6日	審議経過の論点整理と大規模建築物における減量施策のあり方について
第37回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年9月4日	中小規模事業者における減量施策のあり方について
第38回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年10月16日	中小規模事業者における減量施策の今後の方向性及びアパート・マンションの収集について
第39回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成19年12月21日	答申取りまとめに向けた審議
第40回大阪市廃棄物減量等推進審議会	平成20年2月18日	答申(案)について

大阪市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	職名	備考
郡 篤 孝	同志社大学 経済学部教授	大阪市廃棄物減量等推進審議会 会長
藤 田 正憲	大阪大学名誉教授・高知工業高等専門学校校長	大阪市廃棄物減量等推進審議会 副会長
有 年 文子	大阪市消費生活合理化協会 理事	平成19年8月8日まで
今 岡 靖之	大阪百貨店協会	平成19年8月8日まで
大 橋 明美	大阪府生活協同組合連合会	平成19年8月9日から
小 川 次郎	大阪建設業協会	
小 畑 嘉雄	大阪地方自治研究センター研究員	
武 智 虎義	大阪市地域振興会副会長	
寺 澤 幸子	大阪市地域女性団体協議会副会長	
中 根 芳一	大阪市立大学名誉教授	
服 部 良子	大阪市立大学生活科学部准教授	
花 嶋 温子	大阪産業大学講師	
原 田 智代	ごみゼロネット大阪理事 せいむエコクラブ代表サポーター	
細 見 三英子	ジャーナリスト	平成19年8月8日まで
松 本 清一	大阪商工会議所	平成19年8月9日から
宮 川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与	
村 田 哲夫	大阪学院大学法科大学院教授	
山 際 直人	大阪百貨店協会	平成19年8月9日から
山 田 満代	大阪府生活協同組合連合会	平成19年8月8日まで

《専門委員》

東 元 和彦	大阪市一般廃棄物適正処理協会事務局長	
----------	--------------------	--